「保育者のための日本国憲法」 ~子どもと保育者の「言葉」に着目して~

桑原広治

"The Constitution of Japan for childcare workers"
-Focusing on the "words" of children and childcare workers-

KUWAHARA Hiroharu

Abstract

The purpose of this study is to improve classes with the "thinking power" required in the field of education. First, I started by explaining various laws and regulations related to childcare so that students could feel the Constitution of Japan closer to them as a childcare worker. On the other hand, in newspaper articles, abuse, bullying, school refusal, child poverty, and child accidents are noticed almost every day. These are human rights issues mediated by "words" and are not unrelated to constitutional issues. Therefore, the thinking classes in which students manifested interest in newspaper articles on human rights and constitutional issues and related them with the constitution with a sense of ownership led to the abilities to output in their own words.

Key words: inter-subject collaboration, language, human rights, sovereign education, newspaper articles

キーワード: 科目間連携、言葉、人権、主権者教育、新聞記事

1 問題の所在と研究の目的

本研究の目的は、現場に求められる「考える力」のつく授業改善を進めることである。憲法に対して苦手意識を持っている学生は多い。多くの学生からは、「保育者になるのに、なぜ憲法を学ぶの?」との多くの声が寄せられる。保育原理や人間関係、言語表現などを担当する教員としては、保育者になるものとして、憲法を学ぶ意義は大きいことをどのように伝えていくかの指導力が問われている。新聞記事等には、虐待、いじめ、不登校、子どもの貧困、子ども

の事故などが毎日のように目に留まる。これらは「言葉」を媒介にした人権問題であり、憲法 問題とも無関係ではない。

大学の大衆化に伴い、大学入学者の基礎学力 低下と並んで学習意欲の欠如及び目的意識の希 薄さが深刻化している。短期大学では更なる問 題が顕在化していると捉える。

短期大学という短い時間で保育者として、憲 法をなぜ学ぶ必要があるかについて授業を工夫 していく必要に迫られた。まず、学生として日 本国憲法をより身近に感じるように、保育に関 連する諸法令の解説から始めた。特に、保育者 として憲法を日常生活と関連させることで法的 思考につながるように工夫した。日本国憲法第 25条を受けて、社会福祉法から児童福祉法に つながり、保育士の仕事がある。また、日本国 憲法第26条を受けて、教育基本法から学校教 育法につながり、幼稚園教諭の仕事がある。一 方、一人の人間として憲法がいかに身近なもの であるかを認識してもらう必要がある。授業の 始めに日本国憲法の基本的人権(第11条)に ついて取り扱う。それは、基本的人権には「生 存権や表現の自由などいろいろな権利が含まれ ており、保育者として子どもが尊重されている かを常に意識して自らを問い返し、学んでほし いからである。また、「生存権」(第25条)では、 「子どもにとって『健康で文化的な最低限度の 生活』とは何かを意識して、子どもや保護者の 生活に目を向けてほしい。」ことを願って、1 5回を通して、人権をベースに置いた日本国憲 法の授業を展開する。

学生が当事者意識を持って、人権問題・憲法問題の新聞記事等に関心を示し活字を読み、憲法と関連させた考える授業は、自分の言葉で憲法をアウトプットできる力につながる。保育者として、子どもに、保護者に、地域にかかわる仕事につく学生には憲法を学ぶ意義は大きいと考えた。

なお、毎回の授業での振り返りは、学生が自 分の言葉で考察する学びを通じて成長し、変 わっていく様子は説得力があるのではないか。 学生にとっても、保育者になってからも「憲法 と自分の仕事」とのつながりを実感し、何かを 判断する時の基準になっていくことが理解でき よう。

あらかじめ、憲法の専門的な手続きを経た研究ではないこと、数量的な分析を用いた研究ではないことを断っておく。

2 研究の方法

(1) 対象及び方法

1年次前期開講の卒業必修、免許・資格必修、 科目「日本国憲法」

受講生 37名

15回の講義とともに、筆者の担当科目(人間関係、保育・教職実践演習、言語表現、保育原理)を科目間連携の視点で授業を展開する。

学生は、授業の「振り返り」の中での「考察」を自分の言葉でどのように表現(アウトプット)しているかに重点をおく。授業では「考察の共有化」(授業中にスライドで学生間の共有)を図り、「考える力」の成長をめざす授業改善のための研究を進めていく。

授業の「振り返り」は、前半はシートで、後 半は「チャットメール」で提出する。

(2) 倫理的配慮

本研究の性質上、学生の授業の振り返り(考察)を取り上げる。その際、学生には、情報を 共有し、学習する視点から研究参加の同意を得 ている。

(3) 当事者意識と「つなぐ力」を意識した授業実践

授業の到達目標を目指して授業改善を行う。 授業改善にあたっては、科目間連携と逆向き学 習法で授業を進める。

逆向き学習法とは、学生が入学し、2年後に 保育現場に就職する4月を想定し、現場で必要 となる資質能力に優先順位をつけ、学生の実態 との相関を考えて授業展開していくものであ る。なお、逆向き学習を進めるにあたって、個 人差に対応するために「2年間トータル」を意 識した指導を行う。

3 研究の実際

憲法に対して苦手意識をもつ背景には専門用 語が難しく理解しにくいことがある。

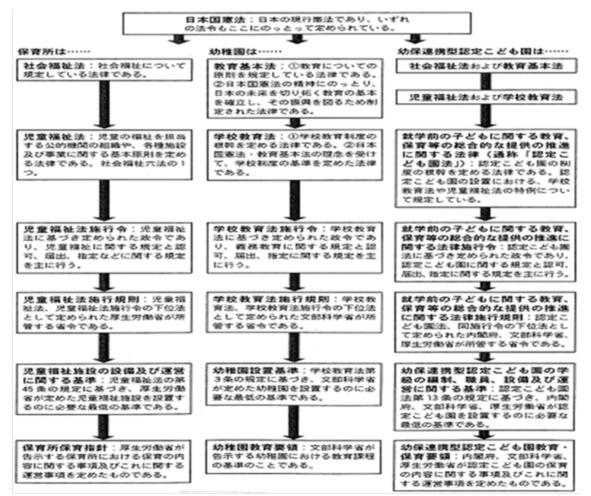
授業を進めるにあたっては、筆者が担当する 科目(保育原理、言語表現、人間関係、保育教職実践演習等)は、すべて「科目間連携の視点」 を念頭において、言葉を理解するための辞書と 「教育小六法」の活用を徹底させた。

(1) 憲法を身近なものにするために

ある学生は「今日の授業は難しい言葉が沢山でてきた。恥ずかしながら知らない言葉もいくつかあった。『大赦』という漢字が私は読めなかったため、改めて意味と一緒に調べてみた。すると皇室、国家にめでたいことがあった時にある範囲の罪に対して刑を許すことであると書いてあった。説明を受けても、自分で調べてみて、考えなければ意味がないと改めて感じ、大赦という言葉についてより理解が出来たように感じた。また、事例問題の『考えてみよう』という所では、発達障害の子どもが、保護者に発達障害の子どもとうちの子どもは、クラスを変

えて欲しいという問題だった。私ならば絶対に クラスを変えたりしないと思ったし、障害があ ろうがなかろうが、ひとりの人間なんだという ことをその保護者に伝えると思う。今、憲法を 学んでいる私たちにとってこのような事はあっ てはならなかったことだったと感じたし、どこ かで阻止出来たはずだったのではないかと思っ た。保育者になる私達にとって、差別なく、こと ども一人一人が、大切な存在なんだということ を忘れずに生きていきたいと思うし、完璧な人 間はいないからこそ、『みんなちがってみんな いい』と言うことはこの事なんだと実感させら れた。」と授業の振り返りで考察している。

(1) 保育に関連する諸法令(1)



(2) 憲法の音読

憲法の朗読を聴きながら、音読も取り入れ、 憲法のリズムの心地よさも味わってもらった。 ある学生は「今回の授業では今まで生きてきた 中で初めて日本国憲法の前文から 103 条までの 朗読を聞いた。私が思っていたよりも沢山あっ てほんとに日本国憲法をつくった方々の努力は 素晴らしいなと強く感じた。今の平和な日本が あるのもこの憲法があるおかげだと思うので 日々感謝しながら生活していきたい。朗読を聞 きながら読み仮名や漢字の確認をしていたが途 中からメモをとるのが間に合わなくなってし まった。もう一度しっかりと聞き直し、音読を して理解を深めていこうと思う。また、リモー トの授業になってから課題は多く出たが通学の 時間がなくなって家で過ごす時間が増えたので この時間を無駄にせず有効活用していきたい。 今まで授業で頂いていた新聞記事や参考資料は 沢山あるので熟読して活字になれていきたい。 それと同時にいろいろな所で起きている問題に もしっかりと目を向け、自分だったらどうする のかも考えられるようにしていきたい。コロナ 禍ではできなくなってしまったことについつい 目を向けがちである。しかし、このようなコロ ナ禍で家にいるからこそできることを発見でき る人になっていきたい。」と振りけりで考察し ている。

(4) 保育者として憲法を学ぶ意義

ある学生は「先週から条文一つひとつを細かく学んでいるが、やはり言葉が難しくもあり、すぐには理解出来ない点も多々ある。しかし条文を学び始める前の導入で『日本国憲法の誕生』の DVD 視聴や憲法朗読を聴いたことで憲法への興味が深まっており、『より理解するにはどうすべきか』と考えるようになった。あまり理解出来ていないと感じる条文については、少なくともどういった内容であるかを理解出来るようしっかりと復習したい。また、明治憲法では認められていた点が廃止されたり、その逆で認められていなかった点が認められていたり、『それまでの憲法はどういうものだったのか?』と

いう疑問も湧いてきた。今はまだそこまで学習を進めることは出来なくても、ゆくゆくは教育と関連付けるなどして学びの範囲を広げていけたらと思う。今こうして私自身の意思で学ぶ環境にいられることも、『学問の自由』として憲法で保障されているからであり、我々の日常生活のほとんどが憲法によって守られているのだと実感する。今日学んだ条文の中だけでも、『この条文があるから、○○が守られているのか』と感じる点がいくつもあった。そう考えてみても、やはり一国民として憲法を学ぶ意義は非常に深いように思う。」と振り返りで考察している。

ある学生は「今日の憲法の授業で私は特に、 第14条が気になった。そこには大きくわけて2 つ、絶対的平等と相対的平等とあり、意味を調 べた。絶対的平等とは、個人間におけるいかな る差別も許されないということ、と、相対的平 等とは、個々人の特性や能力に応じて等しき者 を等しく取り扱うことが要請される、というこ とだった。意味を調べてみて改めて勉強になり、 また新たな私の学習になった。しかし私が考え たのは、本当に皆平等なんだろうか?というこ とである。14条に記載されてある通り、ほんと に差別の無い世の中になっているか?と疑問を 持った。私の友達は生まれつき髪の毛が金髪で 色白の男の子がいる。また、目元が向日葵で、 見た目は外国人ですが、両親、祖父母は日本人 である。プールに入ると髪の毛が黒になり本人 も原因が分かっていないが、周りの人は彼を外 国人だ。親が違うと言う人が多く、彼は凄く孤 立していたのを覚えている。すると、今日沢山 の憲法が出てきた。少しずつであるが、憲法を 学ぶ意味が分かってきた。憲法がわかっていれ ば、防げることも沢山あるとも理解した。まだ まだ、難しいとは思いつつも、色んなことに憲 法を当てはめてみると、憲法はすぐそこにある んだなと実感する。また、公共の福祉について であるが、お互いにお互いを主張せずに、公共 の福祉に反しない範囲でなければ人権は認めら れないということを初めて知った。最近は自己 主張が激しく争いになるケースがあとを経たな

い。色んな人にもっと憲法を知ってもらうべき じゃないだろうかとあらためて感じている。」と振り返りで考察している。

ある学生は「今日は、国会議員や、衆議院、 参議院と言った言葉がたくさんでてきた。そし て、2016年の6月に選挙権が20歳ではなく、 18歳に引き下がったのを覚えており、その頃、 丁度選挙権が来た私は、実際に選挙権が引き下 がり、自分に投票する権利が回ってきた。私は わけも分からず、とにかく誰かに入れとこうと 思い、投票に行った。誰に投票していいのか分 からず、大きな声で母親に『誰に投票すると?』 と聞いていたのを覚えており、守秘義務がある 為、家族でも誰に投票したかは、言えないと言 われたのを覚えている。私は、選挙が何を意味 するか分かっていなかった。現在も選挙につい て何か分かるか?と問われると、はっきり言っ て分かるとは言えない。私の友人もそうだが、 選挙に行く意味が分からないという人が多い気 がする。しかし、私たちに与えられた義務とし てきちんと行わなければならないと私は思う。 しかし、選挙について、選挙権について知らな い、知識がないということが、投票に行かない ということに、繋がっている気がする。私たち は、子どもを育む仕事につく。子どもを育み、 成長させる者として、沢山のことを知っておく 必要があると感じた。私も選挙には行くものの、 よく分かってない所もあり、今日の学習が今後 の自分のためになると思い、しっかりメモを とった。憲法を学ぶことにより、本来私たちが 行って行かなければならない義務がどんどん分 かってきたように思う。」と振り返りで考察し ている。

(5)新聞記事

毎回の授業では、保育・教育問題や憲法・法 律問題等の新聞記事を提供する。

憲法が日常生活に関係していることに気づく新聞記事やいじめ、虐待など、人権に関する記事、 政治等、多岐にわたる。

ある学生は「今日、朝からテレビをつけてモーニングショーを見ていた。 するとオリンピック

の開催について議論されており、新型コロナウィ ルスが流行る中、選手達の隔離問題について話 があがっていた。選手の皆さんがどこにいるか、 アプリなどで確認するか、訪問するか、また選 手が自分の家にいない場合は氏名を公に公表し ますよ、という警告文章を打たなければならな いなど、いろいろと対策案が候補として挙がっ てきていた中で、厚労大臣が、憲法の制約上、 移動の自由がある。我が国では私権の制限に対 しての法律がないといっていた。そのため罰則 を与えるのが困難なのではないかという説明で あった。話を聞き、憲法はすぐ身近にあるとい うことを改めて感じた。コロナ対策も含め、憲 法というのはいかに難しい問題かというのを実 感した。また、厚労大臣の話から、憲法を変え ればすぐにこの法律が生まれるのか、この対策 について、もしも憲法を変えるのであれば、メ リットもデメリットもでてくるはずなので今後 のオリンピックについて色々な方々の発言に注 目していきたいと思う。また今回のコロナウイ ルスで憲法を変えなければならないのか、そこ にも目を向けたいと思う。」と授業の振り返りで 考察している。

ある学生は「高校の時とは違いクラスのみん なが同じ夢に向かって学んでいるので、お互い 学び合い、助け合ってみんなで夢を叶えていき たいという気持ちがより強くなった。日本国憲 法の授業はまだ私にとっては難しいと思ってし まうこともある。しかし、実際にあった事柄と 交えながら学ぶと分かりやすくなると思う。こ れからは普段見ていなかったニュースや社会の ことに目を向けて生活していきたい。そうする ことで日本国憲法のこの条文はこのニュースに 関わっている等が分かり、理解しやすくなると 思う。分からないことを分からないままにせず 自分がどうしたら理解できるのか、また、学び やすくなるのかを考え行動できるようになりた い。これからも日々成長できるように頑張るの でご指導よろしくお願い致します。」と授業の振 り返りで考察している。

(6) 事例問題:保母の引率中に生じた園児の電車踏切死亡事故(2)

保育事故における注意義務と責任

~問題の所在を明らかにして考察を加えなさい~ 【事例】園児の踏切死亡事故と保育士の注 意義務

【事件のあらまし】

Y保育所の保母(以下、すべて保育士とする) であるAは、昭和39年7月21日、6歳の女 の子であるXを含む年長組の園児22名ととも に、保育所の北東500メートルにある事務所 に予防注射を受けに行った。Aは、上記園児2 2名を引率して事務所から保育所に帰る途中、 阪急電車の踏切にさしかかったが、その際、園 児らは2列になり、Aが先頭になって歩き、そ の列の長さは10数メートルになっていた。し かし、Aは先頭を制止して停止させ、全体をま とめるなどの特別の行為をせず、そのまま園児 の先頭グループとともに踏切を渡りだした。踏 切を渡りだして間もなく警報が鳴り始めたた め、Aはすでに踏切の中に入っていた園児らと ともにそのまま踏切を横断した。このとき、踏 切の中に入っていた4、5名の園児は引き返し た。本件踏切では、遮断機が下りたあと、上り 特急電車が通過したが、まだ警報はなったまま であり、引き続き対抗列車が通過することを示 していたため、Aは向かい側の渡りおえていな い園児らに対し、「まだよ、まだよ」と大声でいっ たが、その声が向こう側に届いたかどうかは分 からなかった。その直後に、踏切の遮断機が届 かない隙間の付近にいたXが突然飛び出して踏 切を渡りはじめ、Aが制止の合図をしたが及ば ず、Xは下り急行列車に腹部をひかれて即死し

これについて、即死した園児Xの両親は、保育士Aの使用者であるY保育所に対して、Aの不法行為に基づく使用者責任を原因として、損害賠償を請求した。これに対して、保育所側は園児にも過失があると主張して争った。

【争点】

①保育士Aに注意義務の違反があったと思いま すか。 ②園児の過失についてどのように考えますか。

学生は「今回は保育事故における注意義務と 責任について考えた。時間を決められて文章を 読み、自分の考えを書くというものだった。今 回の授業を通してまた1つ自分の課題を発見す ることができた。私は昔から文章を読んで理解 するために何度か読み直す癖がありました。し たがって、今回のように時間内に読み、意見や 考えを書いていくというものは特に難しいと感 じた。しかし、1度読んだだけでその場の情景 を思い浮かべることが出来れば時間内に自分の 意見等をしっかり考え、濃い内容を書くことが 出来るようになると思う。

また、最近、他の方の振り返りを見ていて自 分が出来ていないことは何か、と考えるように していた。何度も他の方の振り返りを見ていて 少し違うな、と気づいたのは、私の振り返り には具体的な解決策を考えていなかったという 点である。ふわっとした解決策を考えるのでは なく具体的にどうすれば自分をレベルアップさ せられるのかを考える必要があると思った。今 回はこの上のレベルの課題を解決するためにど のようなことをするのが自分にとってプラスに なるのか考えてみた。ありきたりなことかもし れないが、やはり授業中に配布される新聞記事 や、自分の家にある小説などを読んだりして文 字に慣れていくなどして読解力をつけていくの がポイントになると思った。毎回の授業ではた くさんの資料が配布される。これは自分の力を 伸ばすチャンスにもなるので決して無駄にしな いように授業は集中して受け、自分のペースで 少しずつレベルアップしていけるように努力し たい。」と授業の振り返りで考察している。

ある学生は「本日も5つの事例問題に取り組んだ。それぞれの問いに対して、『○○だと思う』と、なんとなく考えることはできるものの、法的根拠を元に考えるのはやはり難しかった。先生から何度も『憲法を学ぶ意味』について聞いているが、自分の考えにプラスして法的根拠と照らし合わせると、より説得力が増す。そのためには、どういった『法律』でどういったこと

が定められているか知る必要があると感じた。 また、事例の判決文を読んだが、事例 2(右目 裂傷事故)の判決は、私の導いた考えとは全く 異なるものだった。私は事例 2を『担当教員が 教室を不在にしようとしたため』という点に着 目して考えていた。しかし判決は『偶発的で、 未然に防ぐことはできなかった』と下されてい た。未然防止できず事故に繋がるようなことは 決してあってはならないことであるので、複雑 な思いがする判決だった。しかし、事例2から『法 律は身を守る』(この事例の場合は保育者の身) ということを改めて感じた。今回はどの事例も 非常に痛ましい内容で、保育者を志す者として 深く考えさせられるものだった。」と授業の振 り返りで考察している。

ある学生は「今日は『手短に』という言葉に ハッとさせられた。『気を付けるべき言葉』に 気付いていなかったかもしれない。これまでは 恐らく何気なく使っていたかもしれない、この 『手短に』という言葉。漢字を見ればすぐに気 付けるものの、そういった人権意識に欠けてい たことを思い知った。『何気なく』という点が 最も恐ろしいことでもあり、その何気なさに よって誰かが傷付いてしまう可能性を忘れては ならないと痛感した。授業の中で、常々『言葉 選びは慎重に』と言われる意味を、今一度心に 留めたいと強く思った。また、『皆さんは未来 の主権者を育てるんですからね』という言葉も 非常に印象深いものだった。とりわけ保育者は、 子どもたちの成長に大きく影響する幼児期の保 育に携わる。未来の主権者となっていく子ども たちの大切な時期に関わるということが、どう いった意味を持っているか改めて考えさせられ る言葉だった。その意味も決して忘れないよう にしたい。」と授業の振り返りで考察している。 ある学生は「今回の授業では『いじめ』につい てと、PTSD 事故について学んだ。PTSD につい ては詳しく知らなかったので家に帰って調べ て、またひとつ自分の知識にすることが出来た。 他の授業でもいじめについて学ぶ機会はあり、 差別やいじめは結構前からあっていたことを 知った。しかし今は SNS が普及したりいじめと

言っても昔より発見しにくかったり、いじめの 種類も増えている。肉体的ダメージではなく精 神的にもダメージを受けるいじめは社会問題化 している。私は小学生の時までは人数が少なく、 みんな仲がいい、という感じだった。しかし中 学に進学してからは三校が合併した学校だった ので人数も一気に増え、友達関係が一気に複雑 になった。それにより小学校まではあまり感じ なかったいじめや不登校などを身近に感じるよ うになった。今回の授業を通して保育園でもこ のようなことは起こりうることを学んだ。子ど もは自分の言葉で気持ちを表現することが得意 では無いので発見が困難になりやすいと感じ る。また、いじめによって発達にも影響が出て くるということを知った。私は将来保育者とい う立場になるのでどのような対応をすればいい のかまた一番大切なことはなんなのか考えてみ た。やはり一番大事なことはいじめの兆候を見 逃さないことだと思う。普段からしっかり子ど もを見守ること、観察する際は行動だけではな く表情までもしっかり見ることが大切だと感じ た。また、もしいじめがあることがわかった際 は園児の教育に十分配慮しながら保護や指導を していかなければならないなと思う。そのため にも今のうちから観察力、コミュニケーション 力、アウトプット力を身につけ、最大限に発揮 することができるようにしていきたい。」と授 業の振り返りで考察している。

4 研究の考察

ある学生は「改めて憲法の大切さを実感した。 私が、保育園、幼稚園の園長、主任だったら… と考えてみた。特にそういう立場であれば、常 に憲法と照らし合わせて、事故をみること、自 分の園の立場になって考えることが必要なんだ と感じた。また、いつでも「手を抜く」という ことがあってはならないのだなと改めて気が引 き締まった。最初に先生が言われていた遊具の 確認であり、園の見回りにおいても同じことが 言える。私たちは今、事例問題として『この時 はどうする?』と考えることができる。ですが、 現場では時間は止まってくれない。このことは、 先生が言われていた『保育はリアルタイム』と いうことなのだと思う。私たちの一瞬の判断が 子どもたちの生死に関わっていくということを 忘れないようにしたい。」と授業の振り返りで 考察している。

本研究の目的は、現場に求められる「考える力」のつく授業改善を進めることであった。憲法に対して苦手意識を持っている学生が多いなかで、まず保育者として日本国憲法をより身近に感じるように、保育に関連する諸法令の解説から始めた。保育者として憲法を日常生活と関連させることで法的思考につながるように工夫した。結果として、学生の「振り返り」での学生の考察は、当事者意識を持って、人権問題・憲法問題の新聞記事等に関心を示し、活字を読み、憲法と関連させて考え、自分の言葉でアウトプットできる力につながったように思う。

5 まとめ

ある学生は「今までは日本国憲法の授業が難 しいと固定観念を持ってしまっていたが、最近、 憲法の解説をして下さり意味が少し分かるよう になって楽しくなってきた。まだまだ理解する ところまではいかないが、少しずつ理解できる ようになった。私の従姉妹が年下であるが同じ 学生で法律について勉強している。分からない 事は聞いていきたい。また、クラスメイトの振 り返りが素晴らしくて毎回感動させられてい る。私の振り返りは、内容も文章力もなかなか 成長せずに申し訳ないと思う。」と授業の振り 返りで考察している。学生の授業の振り返りで の考察内容は、学生自らが学びを通じて変わっ ていく様子がよくわかり、説得力があった。学 生にとっても、保育者になったときにも「憲法 と自分の仕事」とのつながりを実感し、何かを 判断する時の基準になっていくのではないかと 考える。また、短大の存在意義を確認しても、 おそらく4年生大学への流れが止まるわけでも ない。しかし、短大は送り出す学生の質を4年 生大学並みまたはポテンシャルを持つ学生に育

てる時期に来ているのであろう。

【参考文献】

- (1) 佐伯一弥他「Workで学ぶ保育原理」 わかば社、2019、P22
- (2) 田村和之他「保育判例ハンドブック」信 山社、2016、p42~p43
- (3) 木山泰嗣・小林摩耶朗読「『聴く』日本国 憲法、中央経済新聞社、2014
- (4) 古笛恵子「事例解説 保育事故における 注意義務と責任」新日本法規、2012
- (5) 山中龍宏他「保育現場の深刻事故対応ハンドブック」ぎょうせい、2018
- (6) 細川幸一「大学生が知っておきたい生活 のなかの法律」慶應義塾大学出版会
- (7) 全国保育士会研究紀要委員会「保育研究 の考え方・すすめ方」
- (8) 中野光・小笠毅「ハンドブック 子ども の権利条約」岩波ジュニア新書
- (9) 尾島史賢「法的思考のススメ」関西大学 出版部、2021
- (10) 森英樹「主権者はきみだ」岩波ジュニア 新書、2010
- (11) 橋本勇夫「保育と日本国憲法」みらい、 2019
- (12) 高乗正臣「保育者のための法学・憲法入門」 成文堂、2020
- (13) 品川皓亮「条文・判例の教科書」日本実 業出版社、2015
- (14) 吉田成利「大学生のための日本国憲法入門」 慶應義塾大学出版会、2020
- (15) 中川義朗「現代の人権と法を考える」法律文化社、2008
- (16) 伊藤和子「人権は国境を越えて」岩波ジュ ニア新書
- (17) 志田陽子「教職のための憲法」法律文化社、2017
- (18) 伊藤真「中高生のための憲法教室」 岩波ジュニア新書、2014
- (19) 石山文彦「ウォーミングアップ法学」ナ カニシヤ出版、2010
- (20) 奥野恒久「人権論入門―日本国憲法から考える」法律文化社、2019
- (21) 西原博史・斎藤一久著「教職課程のための憲法入門」弘文堂、2016